

綾瀬市木造住宅耐震化事業費委任払い制度

※令和5年度より、全ての事業において委任払い制度の利用が可能になりました。

耐震化事業費をお支払いの際に市から補助された金額を差引いて業者に支払う仕組みです！！



差引いた金額を支払う？
ということなの？

たとえば・・・
耐震化事業費170万円の場合
市補助金は100万円となります。
市から業者へ補助金額を支払うので、**自己負担分の70万円を用意**すれば良いのです！！



耐震化事業費170万円
— 市補助金 100万円・・・市から耐震化業者へお支払い
自己負担額 70万円

市から耐震化業者に補助金を直接支払うから、高額な金額を用意せずに、**自己負担額分のみ**支払えばよい制度なんだ！！

綾瀬市木造住宅耐震化事業費委任払いの流れ

1.耐震化事業申請

【市へ提出】
綾瀬市役所 5階
都市計画課
計画調整・開発指導担当



2.交付決定通知受領

市から郵送でご自宅に届きます。
補助金請求時に必要になりますので、大切に保管しておいてください。

3.耐震化事業依頼・実施

耐震化業者に工事等の依頼をしてください。

4.耐震化事業費請求

耐震化事業終了後、耐震化業者から請求書が届きます。この時、補助金額を差引いた額のみお支払いして、領収書を受領してください！！

5.補助金の請求

- 【市へ提出】
- ① 実績報告書等関係書類一式
 - ② 領収書（補助額を差し引いた額）
 - ③ 綾瀬市木造住宅耐震化事業費補助金交付請求書（委任払）
 - ④ 補助金の受領に係る委任状

6.現地確認・支払い

市職員と設計業者で住宅改修の履行確認をご自宅に伺い行きます（耐震改修のみ）。履行確認後、1ヶ月以内に施工業者の口座に補助金を振り込みます。